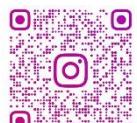




学校法人近田幼稚園 幼保連携型認定こども園 近田幼稚園 施設概要情報



| | |
|----------------|---|
| ■運営法人の名称 | 学校法人近田幼稚園 |
| ■施設の種別 | 幼保連携型認定こども園 |
| ■施設の名称 | 幼保連携型認定こども園 近田幼稚園 |
| ■施設の管理者の職名及び氏名 | 園長 赤木富美子 |
| ■設置者住所 | 神戸市長田区駒栄町4丁目1-11 |
| ■施設の電話番号 | (078)611-1344 FAX番号(078)611-7931 |
| ■電子メール | chikata@hi-net.zaq.ne.jp |
| ●ホームページ | https://www.chikata.ed.jp/ |
| ■施設認可年月日 | 平成29年4月1日 |
| ■施設確認年月日 | 平成29年4月1日 |



CHIKATA.KIRIN
Instagram

近田幼稚園

教育・保育等の内容、施設の詳細

| | |
|------------------|--|
| ・施設の開所時間 | 午前7時～午後8時 |
| ・施設の利用定員 | 1号150人、2号 90人、3号30人 分園ちかたキッズハウス 3号30人 |
| ・学級数 | 11クラス |
| ・運営の方針 (教育目標) | |

- ① 明るく、自分自身を好きになる子（明日に向かって力強く進む子）
- ② 創造力のある子（知識より知恵のある子）
- ③ 心の痛みがわかり社会に貢献できる子
- ④ 腰骨を立てて自分を見つめて生活のできる子（体力・精神力の強い子）
- ⑤ 落ち着きのある子、熱中する子（食で変わる心・身体）



幼稚園の運営方針

- ・一人ひとりの子どもの育ちを大切に「自立心」や「自主性」「協調性」などを保障し、人としての基礎・基本を育てる幼稚園、認定こども園の健全な運営を行う
- ・教職員については資質向上を目指して継続的に園内・外における研修等を行い多彩な人材を育成するとともに、働きやすい環境づくりに務める
- ・地域において当園が社会的な子育ての役割を担うだけでなく、広く、子どもを媒介として子育て支援はもとより保育・教育全般について地域に発信していくのも重要な責務である

教育方針・保育方針

幼稚園、認定こども園として教育・保育の基本理念は一人ひとりの子どもの育ちを大切に「自立心」や「自主性」「協調性」などの保育を保障し人としての基本・基礎づくりをすることである。そのためには、乳幼児の活動の大半を占める遊びを中心とした活動を尊重し、そこから自らの工夫をすること努力すること我慢すること、他者と共に感すること、そして、他者を思いやる心を学ぶことを大切にした教育・保育を行い、さらに音楽遊び、造形遊び、体育遊び、時には異年齢による保育を実施し身体、感情、情操といった心身の発達を促す、また、認定こども園として子どもの保健的で安全な環境を作り、子どもの生活リズムを重視し、生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安全を図る。



0歳児 保育者の側でゆったりと安心して生活する

1歳児 周りの物に興味を持ち、触れて経験を増やす

2歳児 身の回りの事を自分で少しずつ取り組む

3歳児 基本的生活習慣を身につける

4歳児 クラスから学年へと友達の輪を広げる

5歳児 最終学年としての自覚を持ち、何にでも意欲的に挑戦する

●教育・保育の内容（8年度予定）

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

| | |
|----------------|---|
| 教育・保育時間 | <p>(1号認定子ども)</p> <ul style="list-style-type: none">月曜日から金曜日まで。 原則、8時から14時 <p>ただし以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">祝祭日・休園日に行事を行った場合翌日は代休とします。 <p>夏季休業（7月17日～9月1日） 冬季休業（12月23日～1月6日） 春季休業（3月22日～4月10日）</p> <p>(2・3号認定子ども)</p> <p>月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。</p> <ul style="list-style-type: none">保育標準時間認定 8時から19時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間保育短時間認定 8時から16時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 |
|----------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 預かり保育 | <p>預かり保育の内容 やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。</p> <p>早朝保育 月～土／7：00～8：00 預かり保育 月～土／20：00まで</p> <p>1号認定子どもは、教育のための時間終了後、在籍している子どものうち希望者に対し、預かり保育を行います。</p> |
| 食事の提供 | <p>食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。</p> <p>1号認定子どもについては昼食を、2・3号認定子どもについては昼食及び午後のおやつと18時以降残る子どもには軽食を提供します。(乳児についてはこれに加え午前中に1回提供する場合あり) 但し、月1回月曜日は、親子ふれあいの為お弁当持参、園外保育など行事日にはお弁当持参日があります。</p>  |
| 通園方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・園バスによる送迎（通園バス4台／4コース） ・1・2号認定子どもの中で、希望者には園バスでの送迎を行います。（有料） ・3号認定子どもの方は2歳児クラスより相談に応じます。 |
| 子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児親子きりんちゃん教室 毎週月曜日親子にて登園、季節の歌・製作・園児との交流等を行う。 ・毎土曜日園庭開放 ・教育相談／カウンセリング（随時） ・地域支援事業  |
| 課外活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・川野式積み木による知能、算数教室 ・安田式体育遊び体操教室・英語教室・ピアノ教室 |

その他保育に係る行事等について入園要項を参照ください。



●利用料等

- ・**利用者負担額** 支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。
- ・**入園時にかかる費用等**は募集要項のページをご参照ください。
- ・**その他の費用** 別表のとおり徴収を行います。

●利用者に対しての保険

| 保険名称 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付 | 幼稚園団体傷害保険 |
|-------|--------------------|------------|
| 保険の内容 | 死亡 2800万円 | 死亡 112.8万円 |
| | 傷害 3770万~82万円 | 入院 550万円 |
| | 負傷 5千円以上のもの | 通院 350万円 |

別表

1 利用者負担額以外の実費徴収について

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-------|---------------------|------------------------------|
| 給食費 | 2号認定子どもに係る食事の提供費用 | 主食費：月額3,200円 副食費：月額5,800円 |
| | 1号認定子どもに係る食事の提供費用 | 主食費：月額2,800円 副食費：月額5,300円 |
| バス送迎代 | 2号認定子どもに係るバス送迎に係る費用 | 月額4,900円 |
| | 1号認定子どもに係るバス送迎に係る費用 | 月額4,200円 |
| 道具代 | 園児の教材に係る費用 | クラス進級時 約34,000円 |

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

2 1号の預かり保育に係る利用者負担額

| | | |
|------------|------------|-----------|
| ・平日の教育時間前後 | 30分 | 日額 150円 |
| | 5時以降30分ごと | 日額 200円 |
| ・土曜日、休園日 等 | 9:00~17:00 | 日額 2,000円 |
| | 上記前後30分ごと | 日額 200円 |

3 2, 3号の延長保育に係る利用者負担額

・保育標準時間内延長

各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

・保育標準時間外延長

| | |
|---------|-----------|
| 30分延長 | 月額 2,500円 |
| 1時間延長 | 月額 4,500円 |
| 1.5時間延長 | 月額 6,000円 |
| 2時間延長 | 月額 7,500円 |



※ただし、神戸市の定める額を上限とする。